

## 適正化事業巡回指導38項目

区分	重点項目	No	指導項目
1. 事業計画等		1	主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。
		2	営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。
		3	自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。
		4	乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。
		5	乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。
		6	届出事項に変更はないか。（役員・社員、特定事業者に係る運送の需要者の名称変更等）
		7	自家用貨物自動車の違法な営業類似行為（白トラの利用等）はないか。
		8	名義貸し、事業の貸渡し等はないか。
2. 帳票類の整備、報告等		9	事故記録が適正に記録され、保存されているか。
		10	自動車事故報告書を提出しているか。
		11	運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。
		12	車両台帳が整備され、適正に記入等がされているか。
		13	事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。（本社巡回に限る。）
3. 運行管理等		14	運行管理規程が定められているか。
	○	15	運行管理者が選任され、届出されているか。
		16	運行管理者に所定の講習を受けさせているか。
		17	事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか。
	○	18	過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。
		19	過積載による運送を行っていないか。
	○	20	点呼の実施及びその記録、保存は適正か。
		21	乗務等の記録（運転日報）の作成・保存は適正か。
		22	運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。
		23	運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。
	○	24	乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。
	○	25	特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。
○	26	特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	
4. 車両管理等		27	整備管理規程が定められているか。
	○	28	整備管理者が選任され、届出されているか。
		29	整備管理者に所定の研修を受けさせているか。
		30	日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。
	○	31	定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。
5. 労基法等		32	就業規則が制定され、届出されているか。
		33	36協定が締結され、届出されているか。
		34	労働時間、休日労働について違法性はないか。（運転時間を除く）
	○	35	所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。
6. 法定福利費		36	労災保険・雇用保険に加入しているか。
		37	健康保険・厚生年金保険に加入しているか。
7. 運輸安全マネジメント		38	運輸安全マネジメントの実施は適正か。